

熊本地震 10 年関連事業東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託 公募型企画提案（コンペ）方式の実施要領

標記の業務委託について公募型企画提案（コンペ）方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

（１）業務委託名

熊本地震 10 年関連事業

東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託

（２）業務概要

熊本地震の記憶や教訓の風化を防ぎ、防災活動のアップデートのため、区内各地域の方々と語り部として、当時の活動や体験、講じた対策などのつらかった記憶も呼び起こしていただき、それをドキュメンタリーとして当時の映像や体験者の声を記録化するもの。

詳細は仕様書を参照のこと。

（３）履行場所

熊本市内（主に東区）

（４）履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日

（５）委託金額の上限

2, 5 6 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税の額含む）

2 担当部局

〒862-8555 熊本市東区東本町 16-30

熊本市東区役所総務企画課

電話 096-369-9121

F A X 096-367-9301

電子メールアドレス higashisoumukikaku@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

実施公告	8 月 1 日（金）
企画コンペ参加表明書等交付期間	8 月 1 日（金）～8 月 1 5 日（金）午後 5 時
参加表明書の提出期限	8 月 1 5 日（金）午後 5 時
質問書の提出期限	8 月 1 5 日（金）午後 5 時
質問書への回答	8 月 2 5 日（月）まで
企画提案書の提出期限	9 月 1 日（月）午後 5 時
審査会	9 月 9 日（火）
選定結果	9 月 1 0 日（水）発送予定

契約締結	9月10日（水）予定
------	------------

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- （１）熊本市業務委託契約等に係る参加表明書等を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （２）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- （４）熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- （５）熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （６）消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- （７）業として本件企画提案（コンペ）方式に付する契約に係る業務を営んでいること。
- （８）過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- （９）本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて（５）の要件を全て満たす者であること。

5 関係書類の配布

（１）配布方法

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

（２）配布期間

令和 7 年（2025 年）8 月 1 日（金）から令和 7 年（2025 年）8 月 15 日（金）午後 5 時まで

6 申請手続等

企画提案（コンペ）方式の参加希望者は、参加表明書等を提出しなければならない。

（１）提出書類

- | | |
|---------------------|-----|
| ア 参加表明書（様式第 1 号） | 1 部 |
| イ 参加資格審査調書（様式第 2 号） | 1 部 |

（２）提出期限

公告の日から令和7年（2025年）8月15日（木）午後5時まで

(3) 提出先

2の担当部局

(4) 提出方法

持参または郵送とする。

ア 持参の場合は、午前9時から午後5時まで。（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、上記提出期限までに必着のこと。

（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない）

(5) 参加資格審査の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(6) 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(7) 参加表明書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出方法

書面（様式第6号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(2) 提出期間

公告日から令和7年（2025年）8月15日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出先

2の担当部局

(4) 回答方法

次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）8月26日（火）までに開始し、令和7年（2025年）9月1日（月）まで

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 コンペに参加する者が1者である場合の措置

企画提案に参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る企画提案参加資格の変更、又は履行期間の変更を行うことがある。

10 提案書等の提出

（1）6（5）の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

（2）企画提案書及び提出方法

ア 提出書類

- ・企画提案書提出書（様式第3号）
- ・業務の実施体制（様式第4号）
- ・業務実績書（様式第5号）
- ・業務スケジュール（様式自由）
- ・企画提案書（様式自由）
- ・参考見積書（様式自由）

イ 提出部数

6部

ウ 提出期限

令和7年（2025年）9月1日（月）午後5時まで（休日を除く。）

エ 提出先

2の担当部局

オ 提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（休日を除く。）

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、上記提出期限までに必着のこと。（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない）

企画提案書等の作成された書類については返却しないものとする。

企画提案に要する費用は提案者の負担とする。

11 提案書等のヒアリングの実施の有無

（1）実施日時

令和7年(2025年)9月9日(火)午前中(予定)

※時間については、別途指示するもの。

(2) 実施場所

熊本市東区東本町 16-30

東区役所 1階 101 会議室

(3) プレゼンテーション

提案者1者につき30分程度(提案者による企画案説明、その後審査委員による質疑)を予定。

1.2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本地震10年関連事業 東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託候補者選定審査会設置要綱」に基づき「熊本地震10年関連事業 東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託候補者選定審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「熊本地震10年関連事業 東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託(企画提案(コンペ)方式)選定基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書を基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、その中から審査会での協議の上、審査委員の多数決で決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1.3 コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

(1) 提案者の商号又は名称(ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示)

(2) 提案者(契約候補者のみ商号又は名称を表示)の評価点

1.4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。